

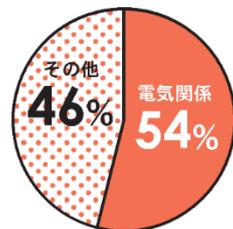
令和7年度

地震発生による通電火災の対策を！ ～御坊市感震ブレーカー設置事業補助金のご案内～

感震ブレーカーとは

- ※「感震ブレーカー」は、震度5以上の揺れの地震を感知した時に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。
- ※不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

東日本大震災における火災の発生原因



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

地震による火災の過半数は電気が原因です

【申請期間】

令和7年4月1日（火）～ 令和8年1月30日（金）

※感震ブレーカーの設置が令和8年2月27日（金）までに完了できる方に限ります。

【対象世帯】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

- ① 満65歳以上の者のみで構成する世帯
- ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、和歌山県療育手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯
- ③ その他（市長が特に必要と認める世帯）

例：①及び②に該当する者のみで構成する世帯

※申請は1世帯につき1回限りとなっており、過去にこの事業をご利用された方は対象外となりますのでご了承ください。

【補助金額】

購入費及び設置費用を含めた **20,000 円** を上限とし、越えた金額は **自己負担** となります。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ(内蔵型)

費用：約5～8万円(標準的なもの)
※電気工事が必要

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

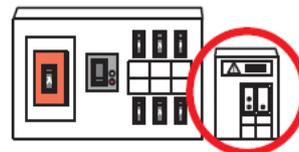


分電盤タイプ(後付型)

費用：約2万円
※電気工事が必要

分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

※漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能



コンセントタイプ

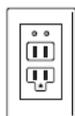
費用：約5千円～2万円程度

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。

(埋込型)

壁面などに取り付けて使うもの

※電気工事が必要



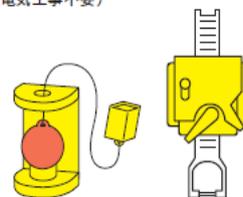
簡易タイプ

費用：約2～4千円程度

※ホームセンターや家電量販店で購入可能
(電気工事不要)

ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。

センサーが内蔵されたタップをコンセントに差し込み、コンセントから電気を遮断します。



おもり玉式

バネ式

補助事業の手続きの流れ

① お申し込み

感震ブレーカーの設置を希望の方は、市役所危機管理課（4階①窓口）までお越しいただき、申請手続きを行います。また、電話相談（☎23-5528）も承っております。

申請に必要な書類

申請者は、申請手続き時に、申請書・誓約書・請求書等の書類を作成します。

- ①購入及び設置にかかる金額が記載された見積書等（申請者が電気工事事業者に依頼）
- ②設置前の現況写真（メールでも提出可）
- ③その他市長が必要と認める書類

② 設置

交付決定後、申請者が電気工事事業者に感震ブレーカーの設置作業を依頼します。

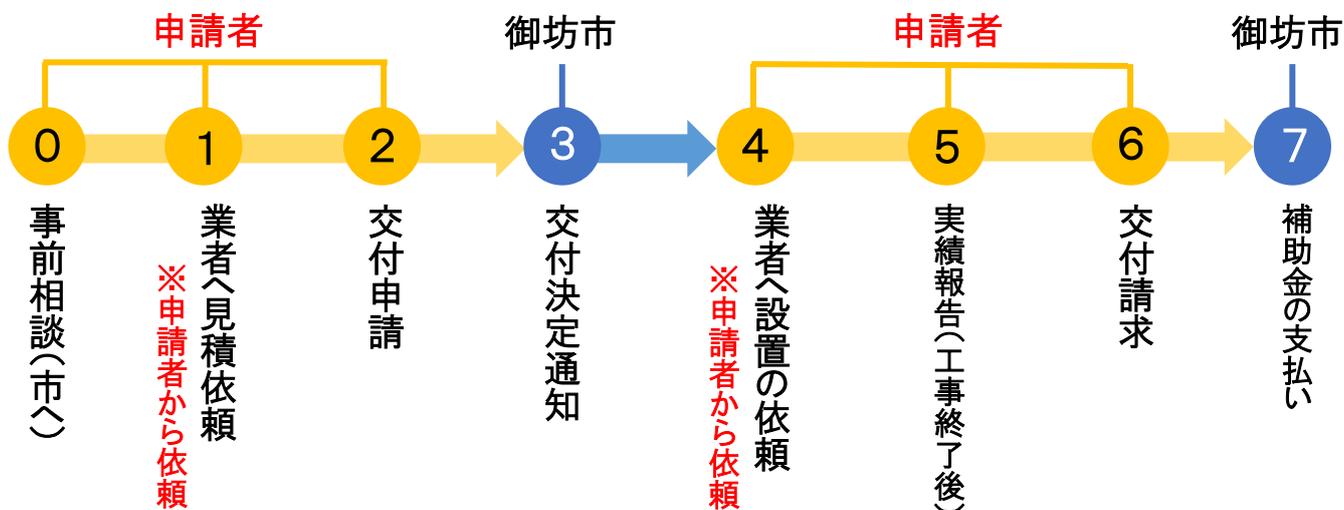
③ 設置完了後

下記の書類を持って、危機管理課までお越しいただき、実績報告の手続きを行います。

実績報告に必要な書類

- ①購入及び設置にかかった金額が記載された領収書の写し
- ②設置完了後の写真（メールでも提出可）
- ③申請者名義の振込先金融口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

【補助事業手続き】



【お問い合わせ先】

〒644-8686 御坊市藪 350 番地2
御坊市役所 危機管理課



0738-23-5528

ロゴフォームにて補助金の相談を受け付けておりますので、二次元コードを読み取り、ご活用ください。

